

## 鳥取市中山間地域資源活用型コミュニティビジネス支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中山間地域資源活用型コミュニティビジネス支援事業補助金(以下「本補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、本市の中山間地域において、地域における新たな産業等を創出するため、地域資源を活用した特産品づくりや販売関連施設整備など地域住民の活力を引き出すようなコミュニティビジネス(中山間地域における生活の維持、コミュニティの活性化など、地域が抱える課題をビジネスの手法により地域住民等が主体的に解決する取組をいう。以下同じ。)を開始しようとする者等の起業化支援や事業拡大等に伴う活動を支援することを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、鳥取県みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金交付要綱(令和3年3月31日付第202100005674号鳥取県地域づくり推進部長通知)に基づき実施する別表の第1欄に掲げる補助対象事業とする。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

### (補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表の第3欄に掲げる経費とする。

### (補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に別表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表の第5欄に掲げる額を上限とする。

### (交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。

- 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に7日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

(実績報告の時期等)

第10条 規則第12条の規定による報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の市長が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(当該年数が5年に満たない財産にあつては5年とし、同令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者(以下「対象事業者」という。)は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第13条 対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

(事業実施状況報告)

第14条 対象事業者は、鳥取県みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業実施要領(将来に向けた取組支援)(令和3年4月1日制定)第7に基づき、事業計画に対する達成状況を市長へ報告するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から施行し、改正後の鳥取市中山間地域資源活用型コミュニティビジネス支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行し、改正後の鳥取市中山間地域資源活用型コミュニティビジネス支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用するものとする。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限補助額
<p>鳥取市の中山間地域において、地域の新たな産業を創出するため、特産品づくりのための製造・販売施設、配食サービス、農家レストラン、宿泊施設等、地域資源を活用したコミュニティビジネスの起業、事業規模拡大等に係る事業</p>	<p>地域課題解決のため地域ぐるみで事業に取り組む市民、団体（事業者、企業、農商工団体、NPO、集落等） ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としないものとする。</p>	<p>第1欄に掲げる事業の実施に要する以下の経費（※1） （1）事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリースに係る経費 （2）ハード整備と一体的に整備される500千円未満の備品購入等に係る経費 （3）その他事業に必要な経費</p>	<p>2分の1 ただし、事業実施主体が本市に登録された「まちづくり協議会」である場合は、3分の2</p>	<p>1事業あたり 4,500千円</p>

※1 鳥取県民泊適正運営要綱第3条第7号に規定する「一般民泊」に係る取組は対象としない。